

●香川県告示第93号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年2月24日から同年3月10日まで伊吹漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年2月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

観音寺市伊吹町1750番地 有限会社 マルジン水産 代表取締役 大川 清治

観音寺市伊吹町1751番地 有限会社 上石水産 代表取締役 岩田 二十三

観音寺市伊吹町1760番地 有限会社 兵田水産 代表取締役 岩田 光一

2 加入区の名称

伊吹加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊吹漁業協同組合